

○南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

平成19年12月1日

条例第95号

改正 平成21年2月24日条例第11号

平成25年2月19日条例第5号

平成26年2月20日条例第3号

平成29年6月20日条例第20号

平成30年12月5日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第1条第1項に規定する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が児童を監護しない父若しくは母（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）と生計を同じくしているとき又は父若しくは母の配偶者（施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある者を除く。）に養育されているときを除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が施行令第1条第2項に規定する程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童

(6) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

(9) 前号の児童に該当するかどうか明らかでない児童

3 この条例において「父母のない児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童をいう。

(1) 父母が死亡した児童

- (2) 前項各号のいずれかに該当する児童であつて、父母が監護しない者
- 4 この条例において「対象者」とは、本市に住所を有する医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 父母のない児童
- 5 この条例において「養育者」とは、前項に規定する父母のない児童を養育する者であつて、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は法第6条の4に規定する里親以外の者をいう。
- 6 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。
- 7 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- 8 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法の規定する療養の給付、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費をいう。
- 9 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。
- (受給資格者)
- 第3条 この条例に基づき医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、対象者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉施設又は知的障害者援護施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者
- (3) 法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている者

(4) 南九州市重度心身障害者医療費助成条例（平成19年南九州市条例第100号）に基づき医療費の助成を受けることができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童は、受給資格者としな

(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（次のいずれかに該当する児童の養育者を除く。）の前年の所得（1月から7月までの医療の給付を受ける場合にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が施行令第2条の4第2項に規定する額以上であるとき及び次のいずれかに該当する児童の養育者の前年の所得が施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるとき。

ア 前条第2項第2号又は第4号に該当する児童であつて、父又は母がない者

イ 前条第2項第6号又は第7号に該当する児童であつて、父又は母がない者

ウ 父母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

エ 前条第2項第8号に該当する児童であつて、母が死亡した者又は母の生死が明らかでない者

オ 前条第2項第9号に該当する児童

(2) ひとり親家庭の父若しくは母の配偶者の前年の所得又はひとり親家庭の父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親家庭の父若しくは母と生計を同じくする者の前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 養育者の配偶者の前年の所得又は養育者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者の生計を維持する者の前年の所得が、施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

3 前項の規定は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は施行令第5条に規定する財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合において、当該損害を受けた月から翌年の7月31日までの医療費の助成については、当該損害を受けた者に係る当該損害を受けた年の前年の所得に関しては、適用しないものとする。

（受給資格者証の交付）

第4条 この条例に基づき医療費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき審査した結果、申請者により申請された者が受給資格者であると認めるときは、規則の定めるところにより、申請者に受給資格者証を交付する。

3 前項の受給資格者証は、毎年8月1日に更新する。

(届出の義務)

第5条 第3条第1項又は第2項に該当する対象者及び受給資格者証の交付を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、氏名、住所その他規則で定める事項について変更があったとき、受給資格を失ったとき、又は給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格者証の提示)

第6条 受給資格者が、療養を受ける場合は、保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対し受給資格者証を提示しなければならない。

(助成の範囲)

第7条 市長は、受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金を、保険医療機関等に支払った受給者に対して、ひとり親家庭等医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。

2 助成金の額は、一部負担金の支払額とする。この場合において、受給資格者が受けた保険給付等について、次の各号に掲げる医療に係る給付がなされるときは、受給者が支払った一部負担金から当該医療に係る給付の額に相当する額を減じた額をもって、受給資格者が受けた保険給付等に係る一部負担金とみなす。

(1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付

(2) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付

(3) 医療保険各法の規定によりなされる高額療養費

(4) 前3号に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療費に係る給付

(支給申請)

第8条 受給者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、保険給付等を受けた日の属する月の翌月から起算して6月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給)

第9条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 受給資格者の受けた保険給付等の原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 この条例による給付を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の穎娃町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成7年穎娃町条例第16号）、知覧町母子及び父子家庭の医療費助成に関する条例（昭和55年知覧町条例第9号）又は川辺町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成7年川辺町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年2月24日条例第11号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日以後の療養に係る医療費等の助成について適用し、同日前の療養に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月20日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成26年1月3日から適用する。

附 則（平成29年6月20日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市職員の勤務時間、休暇等に関する条例、南九州市職員の育児休業等に関する条例及び南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月5日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、平成30年1月1日から適用する。

○南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則

平成19年12月1日

規則第70号

改正 平成20年6月1日規則第34号

平成24年6月12日規則第20号

平成25年2月19日規則第5号

平成28年2月23日規則第10号

平成30年11月21日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成19年南九州市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(受給資格者証の交付等)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付（更新）申請書（第1号様式。以下「受給資格者証交付（更新）申請書」という。）により行わなければならない。

2 市長は、前項の受給資格者証交付（更新）申請書の提出を受けたときは、適否について審査を行い、適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費受給資格者証交付台帳（第2号様式）に記載し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証（第3号様式。以下「受給資格者証」という。）を交付し、不適当と認めた者についてはひとり親家庭等医療費受給資格者証交付（更新）申請却下決定通知書（第4号様式）によりその旨通知するものとする。

3 受給者は、条例第4条第3項に規定する受給資格者証の更新に係る現況届を、毎年8月1日から8月31日までの間に、その年の8月1日における受給者の現況を記載した受給資格者証交付（更新）申請書に受給資格者証及びその他必要な書類を添えて市長に提出し、受給資格の確認を受けなければならない。

4 前項の受給資格の確認を受けていない者は、助成金の支給を受けることができないものとする。

(変更の届出)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 受給者及び対象者等の住所・氏名
- (2) 被保険者氏名
- (3) 保険者名又は組合名
- (4) 保険証の記号番号

- (5) 付加給付金の内容
- (6) 受給資格の該当要件
- (7) 受給資格者のうち一部の者に係る資格喪失
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項各号に掲げる事項に係る届出は、ひとり親家庭等医療費受給資格変更届（第5号様式）により行わなければならない。

（受給資格者証の返還）

第5条 条例第5条に規定する受給資格を失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（第6号様式）に受給資格者証を添えて届け出なければならない。

（再交付）

第6条 受給者は、受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、市長に対し、ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書（第7号様式）により再交付の申請を行わなければならない。

（支給の申請方法）

第7条 条例第8条の規定に基づくひとり親家庭等医療費助成申請（請求）は、毎月ひとり親家庭等医療費助成申請書（第8号様式）を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提出し、診療（調剤）報酬欄の記載を受けた上受給資格者証を添えて、市長に対し行うものとする。ただし、当該保険医療機関等の領収書の発行を受けた場合は、これをもって代えることができる。

（支給の決定等）

第8条 市長は、条例第9条の規定に基づく支給の適否について審査を行い、適当と認めたものについては、ひとり親家庭等医療費支給台帳（第9号様式）に記載し、ひとり親家庭等医療費助成金支給決定通知書（第10号様式）により、申請者に通知するものとする。また、不相当と認めたものについては、ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書（第11号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第9条 条例第10条の規定による助成金の返還通知は、ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書（第12号様式）により行うものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の顛娃町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（平成7年顛娃町規則第14号）、知覧町母子及び父子家庭の医療費助成に関する条例施行規則（昭和55年知覧町規則第6号）又は川辺町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則（平成7年川辺町規則第22号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年6月1日規則第34号）

この規則は、平成20年6月1日から施行する。

附 則（平成24年6月12日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年2月19日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成28年2月23日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月21日規則第26号）

1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

(裏)

〔記入上の注意〕

- 1 ①の欄
① 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。
② 「生活保護、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入して下さい。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者及び児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。)について記入してください。
- 4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。
- 6 ⑥の欄
「保険の種類」は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「政管」は政府管掌健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「船員」は船員保険、「協会けんぽ」は全国健康保険協会管掌健康保険の略です。
- 7 ⑦の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。
- 8 ⑧の欄
あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑨の欄
地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族及び16歳から19歳未満の控除対象親族があるときは、その数を再掲してください。
- 10 ⑩の欄
当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を記入してください。

- 11 ⑪の欄
前年の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品先物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- 12 ⑫の欄
申請者が父又は母である場合には、その監護する児童の父又は母から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として前年に受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、その金額の8割に相当する額(1円未満四捨五入)を別記してください。
- 13 ⑬の欄
⑫の欄の所得額と⑬の欄で計算した養育費の8割に相当する額(1円未満四捨五入)の合計額を記入して下さい。
- 14 ⑭の欄
申請者が父又は母である場合には、寡夫控除、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額は控除しません。
- 15 この申請書に下記の書類を添えてください。
(1) あなたと児童の健康保険証
(2) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
(3) 世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
(4) 本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村発行の所得証明書
(5) ひとり親家庭等認定調書
(6) 養育費に関する申告書
(7) ④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
(8) 児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は上記②から⑦までの書類は必要ありません。)

※ この申請書を現況届とする場合は、上記③から⑥までの書類を添えてください。

- 16 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

第2号様式(第3条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付台帳									
申請書受理年月日				資格証番号					
フリガナ 受給者		住所				変更年月日			
連絡先		(自宅)							
		(勤務先)							
受 給 資 格 者	氏名		続柄	生年月日	性別	同居	資格開始及び喪失年月		
							～		
							～		
							～		
							～		
加 入 医 療 保 険	種類	記号番号	被保険者氏名	保険者名称	事業所名		付加給付	取得年月日	
							有・無		
							有・無		
口 座	金融機関名称			口座番号					
	金融機関名称			口座番号					
所 得 の 状 況	年度		年度	年度	年度	年度		年度	
	児扶受給状況		該当 非該当	該当 非該当	該当 非該当	該当 非該当	該当 非該当	該当 非該当	該当 非該当
	課税状況		有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無
母子確認事項									
交付(更新)年月日			受領印	児 扶 年 金	児童扶養手当該当年月				
					児童扶養手当記号番号				
					年金種別				
					年金該当年月				
				年金証書記号番号					
				備考					

第3号様式(第3条関係)

(表)

南九州市ひとり親家庭等医療費受給資格者証				
受給資格者証番号				
申請者	氏名			
	住所			
受給資格者	氏名	生年月日	性別	続柄
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		
年 月 日交付				
鹿兒島県南九州市長 印				

(裏)

注 意 事 項

1. この証は、母子家庭等の医療費の助成を受けられる証明証ですから大切に保管してください。
2. 助成を受けるときは、この受給資格者証と医療費助成金支給申請書に医療機関等の証明を添えて担当課に提出してください。
3. 診療日の属する月の翌月から6箇月以内に申請しないときは支給できなくなります。
4. 次の場合は必ず届け出てください。
 - (1) 住所又は氏名が変わったとき。
 - (2) 生活保護法の適用や法令の定めによる国・県の費用で医療を受けられるとき。
 - (3) 死亡のとき。
 - (4) この受給資格者証が破れたり、なくなったとき。
 - (5) 婚姻したとき(事実婚も含む。)
 - (6) 加入医療保険に変更があったとき。

第4号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号

様

南九州市長

印

ひとり親家庭等医療費受給資格者証交付（更新）申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給資格者証交付（更新）申請については、審査の結果、次の理由により資格が認められませんので通知します。

氏 名

理 由

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、南九州市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して6月以内に、南九州市（代表者は南九州市長）を被告として提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でないと提起できませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第4条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格変更届

受給資格者証番号	受給者(対象者)氏名		性別	男・女			
	生年月日	年 月 日					
届出事項		変更年月日	年 月 日				
1 氏名		変 更 前					
2 住所							
3 加入医療保険 (1) 被保険者名 (2) 保険者名 (3) 記号番号 (4) 付加給付の内容							
4 受給資格の該当要件					変 更 後		
5 受給資格のうち一部の者に係る資格喪失							
6 その他							

上記のとおり変更したので受給資格者証を添えて届け出ます。

年 月 日

南九州市長 様

住 所

届出者

氏 名



注1 届出事項の該当する番号を○で囲んでください。

2 記名押印に代えて署名することができます。

第6号様式(第5条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届

受給資格者証番号	受給者氏名	性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年	月 日
資格喪失年月日		年	月 日
資 格 喪 失 事 由	(1) 他の市町村に転出したため 転出先()		
	(2) ひとり親家庭でなくなったため 具体的理由()		
	(3) 医療保険の被保険者でなくなった		
	(4) 生活保護受給		
	(5) 死 亡		
	(6) その他		

上記のとおり受給資格を喪失したので受給資格者証を添えて届け出ます。

年 月 日

南九州市長 様

住 所

届出者

氏 名



注1 資格喪失事由の該当する番号を○で囲んでください。

2 記名押印に代えて署名することができます。

第7号様式(第6条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格者証再交付申請書

受給資格者証番号	受給者氏名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日		年 月 日	
再 交 付 申 請 の 理 由	(1) 破 損			
	(2) 亡 失			
	(3) その他 ()			

上記のとおり受給資格を喪失したので受給資格者証を添えて届け出ます。

年 月 日

南九州市長 様

住 所

届出者

氏 名

㊞

注1 再交付申請理由の該当する番号を○で囲んでください。

2 破損(汚損)の場合は、旧受給資格者証を添えて提出してください。

3 紛失した受給資格者証を発見したときは、速やかに返送してください。

4 記名押印に代えて署名することができます。

第8号様式(第7条関係)

年 月 日

南九州市長 様

ひとり親家庭等医療費助成申請書

申請者氏名				受給資格者
申請者住所				氏名
受給資格者証番号				続柄
加入保険	保険者名			生年月日
	記号番号			高額療養費
	被保険者氏名			
振込指定金融機関	金融機関名			コード
	口座種別			フリガナ
	口座番号			口座名義人

医療機関記載欄	診療(調剤)報酬証明			
	診療月	年 月 分	患者氏名	
	区分	医療保険対象総点数	一部負担金受領額	
	入院	点	円	
	外来	点	円	
	うち他法制度負担分	点	傷病発生原因	第三者・その他
	保険の種類	国保 政管 組合 共済 船員		
	上記のとおり一部負担金を受領しました。			
	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医療機関等 所在地 名称 氏名</p>			

※ 処理欄	区分	一部負担金 A	高額療養費 B	付加給付 C		支給決定額 (A-B-C)
	入院	円	円	円	円	円
	外来	円	円	円	円	円
	計	円	円	円	円	円

注 申請者は、記名押印に代えて署名することができます。

第 11 号様式（第 8 条関係）

第 年 月 日
号

様

南九州市長

印

ひとり親家庭等医療費助成金却下通知書

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費の助成については、
下記の理由により給付できないので通知します。

記

（理 由）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3
月以内に、南九州市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から
起算して6月以内に、南九州市（代表者は南九州市長）を被告として提起することができ
ます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6
月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過
したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後
でないと提起できませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、
②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が
あるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する
裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。

第 年 月 日

様

南九州市長

印

ひとり親家庭等医療費助成金返還通知書

さきに支給した医療費助成金については、下記のとおり返還してください。

記

1 医療費助成金

支 給 年 月 日	支 給 金 額	返 還 金 額
年 月 日	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期限

年 月 日

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、南九州市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌月から起算して6月以内に、南九州市（代表者は南九州市長）を被告として提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でないと提起できませんが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができます。